

令和6年6月21日
独立行政法人造幣局

造幣局職員による職務専念義務違反に係る 処分等及び再発防止策について

1. 本日、6月14日公表した第三者委員会の調査結果報告書の事実認定に基づき、別紙のとおり職務専念義務違反に関する関係者の処分等を行いました。

職務専念義務違反があったと認められた職員に対し、その非違行為の程度等に応じて、服務上の措置を講じるとともに、組織全体の勤務時間管理体制等に責任をもつ人事労務担当課長や職務専念義務違反の行為者の直属の上司である課長に対しても、管理監督責任を求め、服務上の措置を講じています。

また、今回の事態に対する経営責任を示すべく、理事長及び総務担当理事が自主的に報酬の一部返納を行うこととしています。

2. 更に、第三者委員会の提言を踏まえ、既に実施している施策を含め、次のような再発防止策を講じることとしています。

◎勤務時間中に実施可能な労働組合活動の範囲の明確化

◎職員からの相談、苦情などの受付体制の強化

◎風通しの良い職場環境の構築

3. 造幣局としては、二度と同様な事態を招かないよう、各役職員が法令を遵守し、再発防止に向けて組織をあげて取り組んでまいります。

独立行政法人造幣局 総務部広報官 城越 弘和 電話(直通) 06-6351-5105
--

(別紙)

令和6年6月21日
独立行政法人造幣局

職務専念義務違反に対する処分等

1. 職務専念義務違反があったと認められた職員

訓告	7名
嚴重注意(文書)	9名
嚴重注意(口頭)	11名
計	27名

2. 管理者

訓告	6名
嚴重注意(文書)	6名
嚴重注意(口頭)	12名
計	24名

3. 理事長、担当理事

経営責任の明確化のため、月額報酬の一部を自主返納する。

理事長	月額報酬の10%を1か月分
理事(総務担当)	月額報酬の 5%を1か月分